

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針

燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ないエネルギー事情の下で、我が国のエネルギー消費効率は1970年代の石油危機以降、官民の努力により4割改善し、世界的にも最高水準にある。他方で、気候変動問題が人類共通の課題として認識され、カーボンニュートラルに向けた対応が世界的な潮流となる中で、我が国の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が特に重要となっている。

加えて、昨今の国際情勢の変化により、世界各国では、エネルギー分野のインフレーションが顕著となり、我が国においても電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰が生じるなど、エネルギー危機が危惧される極めて緊迫した事態に直面している。こうした背景から、エネルギーの使用の合理化に向けた取組がより一層重要になっている。

また、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明している中、気候変動問題への対応が各国の産業競争力を左右する重要な要素になっているという認識の下、カーボンニュートラルの実現

に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。特に産業界では、脱炭素社会の到来に向け、グローバル企業を中心として、生き残りをかけてカーボンニュートラルにつながるイノベーションに大規模投資を行う動きも出てきているが、産業界全体でカーボンニュートラルに整合的な目標を立てることで、需要サイドでの事業者による非化石エネルギーの導入拡大の取組を加速させることが重要である。

さらに、昨今頻発する電力需給ひっ迫への確実な対応が必要とされている一方で、太陽光発電等の変動型再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、一部地域では再生可能エネルギー電気の余剰による出力制御が実施されている。こうした中では、電気の供給側だけでなく、需要側においても、需給ひっ迫時の需要抑制や、再生可能エネルギー電気余剰時の需要創出といった、電気の需要の最適化に向けた取組が重要である。

この基本方針は、このような認識の下に、工場又は事務所その他の事業場（以下単に「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化（以下「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等」という。）を総合的に進める見地から、必要な事項を定めるものである。当該事項の実施に当たっては、エネルギーの使用量が国民経済の発展及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の推進に依存するとともに、産

業構造、企業行動、交通体系、国民のライフスタイルその他の社会のあり方の変化によっても影響を受けることに留意するほか、気候変動問題への対応が各国の産業競争力を左右する重要な要素になる中で、事業者が行う企業価値や競争力等を高めるための取組に配慮するものとする。

第一 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置

(一) 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、設置している工場等（当該者が連鎖化事業者である場合にあっては当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、当該者が認定管理統括事業者である場合にあってはその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）を含む。以下（一）、第二の一及び第三の一において同じ。）におけるエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位（電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。以下同じ。）

の改善を図るものとする。

- ① 工場等に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。
- ② 工場等に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ③ エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を中心として、工場等全体の総合的なエネルギー管理を実施すること。
- ④ エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となるものを導入すること。
- ⑤ エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備の導入を図ること。
- ⑥ エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準を設定し、これに準拠した管理を行うこと。

⑦ エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者によるエネルギー管理者及びエネルギー管理員の適確かつ十分な活用その他工場等全体における総合的なエネルギー管理体制の充実を図ること。

⑧ 工場等内で利用することが困難な余剰エネルギーを工場等外で有効利用する方策について検討し、これが可能な場合にはその実現を図ること。

⑨ 他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進することができるときには、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

(二) エネルギーの供給の事業を行う者は、(一)に掲げる各項目の実施を通じエネルギーの転換における効率の向上を図るとともに、エネルギーの供給のための施設全体としてのエネルギー消費効率が需要の変動に応じて最良となるような効率的な施設の運用及びエネルギーの輸送における損失の低減を図るものとする。

二 貨物輸送事業者が講ずべき措置

貨物輸送事業者（本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の改善（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあっては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の改善をいう。）を図るものとする。

- ① 貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② エネルギー消費効率が優れた輸送用機械器具を導入すること。
- ③ 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦を行うこと。
- ④ エネルギー消費効率の向上の観点から、輸送能力の高い輸送用機械器具を導入すること。
- ⑤ 輸送用機械器具の効率的な活用を図る観点から、効率的な積載等を図ること。
- ⑥ 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携を強化するとともに、自営転換、モーダルシフトを推進するための環境醸成等を図ること。

- ⑦ 他の貨客輸送事業者と連携して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

三 荷主が講ずべき措置

荷主（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第百九条に規定する荷主をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位の改善（当該者が認定管理統括荷主である場合にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の改善をいう。）を図るものとする。

- ① 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に関し、荷主として行うエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理

化に関する取組等を把握すること。

- ③ 輸送の効率化を図るため、積載率向上に資する商品荷姿の標準化、製品や包装資材の軽量化等を図ること。
- ④ エネルギー消費効率の向上の観点から、輸送能力の高い輸送用機械器具を導入すること。
- ⑤ 輸送量当たりのエネルギー使用量が少ない輸送手段の効果的活用を図ること。
- ⑥ 再配達削減を図るため、貨物輸送事業者等と連携して、消費者による配達予定日時や受取場所の指定を可能とすること。
- ⑦ 配送効率の向上を図るため、消費者に同梱やまとめ送りを促すこと。
- ⑧ 他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

四 準荷主が講ずべき措置

準荷主（法第百十条第三項に規定する準荷主をいう。以下同じ。）は、三④及び⑤の項目の実施によ

る荷主のエネルギーの使用の合理化に資するよう、貨物の受取又は引渡しを行う日時及び場所についての適切な指示に努めるものとする。

五 旅客輸送事業者が講ずべき措置

旅客輸送事業者（本邦内の各地間において発着する旅客の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）は、次の各項目の実施を通じ、エネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の改善（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあっては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う旅客の輸送に係るエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の改善をいう。）を図るものとする。

- ① 旅客輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② エネルギー消費効率が優れた輸送用機械器具を導入すること。
- ③ 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は操縦を行うこと。
- ④ 回送運行距離を縮減するような輸送用機械器具の運用等を図ること。

- ⑤ 他の貨客輸送事業者と連携して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置に取り組むこと。

六 旅客の輸送に関し一般の事業者が講ずべき措置

一般の事業者は、旅客輸送分野におけるエネルギーの使用の合理化の取組を補完するため、次の各項目の実施に努めるものとする。

- ① 従業員の通勤における公共交通機関の利用推進を図ること。
- ② 従業員の業務その他の事業活動に関する移動において公共交通機関その他の環境負荷の小さい交通手段の利用推進を図ること。
- ③ 集客施設にあつては、輸送事業者との連携等により来客の公共交通機関その他の環境負荷の小さい交通手段の利用を推進すること。

七 建築物の建築主等が講ずべき措置

建築物の建築をしようとする者、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替をしよ

うとする者並びに建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者は、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用を図るため、適確な建築等を行うとともに、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる空気調和設備等の設置又は適切な改修をするものとする。また、建築物の建築を業として行う建築主は、当該性能の向上に資する建築物に関する技術の開発及び導入に努めるものとする。

八 建築物の所有者等が講ずべき措置

(一) 建築物の所有者は、当該建築物の状況、投資効果等を総合的に勘案しつつ、次の各項目を実施するものとする。

① エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、エネルギーを消費する既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備を導入すること。

② 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエ

エネルギーの効率的利用の観点から、当該建築物の適正な維持保全を行うとともに、当該建築物の性能の向上を図るため、改修その他の所要の措置についても検討すること。

(二) 建築物の所有者又はその委託等を受けて当該建築物におけるエネルギーを消費する設備の管理を行う者は、当該設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準の設定その他の措置により適正な管理を行うよう努めるとともに、テナントとの連携を含む当該建築物におけるエネルギー管理体制の充実を図るものとする。

九 建築物の設計者等が講ずべき措置

建築物の設計又は施工を行う者は、適確な設計又は施工を行うことを通じて、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能が高い建築物の普及に資するよう努めることとする。

十 エネルギー消費機器等の製造事業者等が講ずべき措置

(一) エネルギー消費機器等（エネルギー消費機器又は関係機器（エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であつて、当該エネルギー消費機器の使用に

際し消費されるエネルギーの量に影響を及ぼすものをいう。)をいう。以下同じ。)の製造の事業を行う者は、その製造に係るエネルギー消費機器等につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階においてエネルギー消費性能等の向上に力点を置いた事業活動を展開するとともに、需要家の実情に応じたエネルギー消費機器等の効率的な使用を可能とする技術の開発及び導入に努めるものとする。

(二) エネルギー消費機器等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、よりエネルギー消費性能等が優れ、かつ、より効率的な使用が可能となる製品の比率が向上するよう、消費者の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

十一 熱損失防止建築材料の製造事業者等が講ずべき措置

(一) 熱損失防止建築材料（建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料をいう。以下同じ。）の製造の事業を行う者は、その製造に係る熱損失防止建築材料につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階において熱の損失の防止のための性能の向上に力点を置いた事業活動を展開するものとする。

(二) 熱損失防止建築材料の製造、加工、輸入又は販売の事業を行う者は、より熱の損失の防止のため

の性能の優れた建築材料の比率が向上するよう、施工の容易性の向上、建築主、設計事務所、ハウスメーカー、工務店、建築事業者等の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

十二 エネルギー消費機器等の使用者が講ずべき措置

自動車、冷暖房機器、給湯用機器、照明機器、事務用機器その他のエネルギー消費機器等を使用する者は、その導入に当たって、エネルギー消費性能等が優れ、かつ、効率的な使用が可能となるものを可能な限り選択するとともに、適正な管理によるエネルギー消費機器等の性能の維持、無用なエネルギー消費の防止等を通じ、当該エネルギー消費機器等の効率的な使用を図るものとする。

十三 事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に協力することが可能な事業者が講ずべき措置

事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に協力することが可能な事業者は、消費者によるエネルギーの使用の合理化の取組を促す措置を講ずるよう努めるものとする。特に、エネルギー供給事業者、建築物の販売事業者等並びにエネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売

事業者にあつては、以下の観点に留意して情報提供に努めるものとする。

- (一) 一般消費者に対してエネルギーの供給の事業を行う者は、消費者のエネルギーの使用の合理化に関する意識を高めるという観点から、消費者のエネルギーの使用状況の推移に関する情報提供等に努めるものとする。
- (二) 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、消費者による建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の優れた建築物の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売又は賃貸している建築物の当該性能（当該建築物に用いている熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能を含む。）の情報提供等に努めるものとする。
- (三) エネルギー消費機器等の小売事業者は、消費者によるエネルギー消費性能等の優れた機器の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売しているエネルギー消費機器等のエネルギー消費性能等の情報提供等に努めるものとする。
- (四) 熱損失防止建築材料の小売事業者は、最終消費者による熱の損失の防止のための性能の優れた熱

損失防止建築材料の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売している熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の情報提供等に努めるものとする。

十四 エネルギーの使用の合理化に資する技術の開発及び普及

工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者、貨物輸送事業者、荷主、旅客輸送事業者、建築物の設計又は施工の事業を行う者、エネルギー消費機器等又は熱損失防止建築材料の製造の事業を行う者その他の事業者は、エネルギーを消費する設備、輸送用機械器具等の使用方法の改善及びエネルギー消費効率の向上に係る技術、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用に係る技術その他のエネルギーの使用の合理化に資する技術の開発及び普及に努めるものとする。

十五 地域におけるエネルギーの効率的利用に資するエネルギー需給システムの導入及び普及

我が国においてエネルギーの使用の合理化を総合的に進める上で、廃熱等の有効利用、自然界に存する熱（太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱を除く。）の活用等を通じ一定地域においてエネルギーを使用する複数の者全体としてのエネルギーの効率的利用を図ることは、大きな意義を有するものであること

を踏まえ、エネルギーを供給する者は、当該地域におけるエネルギー供給源の賦存状況、エネルギー需要の構造等を勘案した最適なエネルギー需給システムの導入及び普及に努めるものとする。エネルギーを使用する者は、かかるエネルギー需給システムの導入及び普及に対し、可能な限り協力するものとする。

十六 エネルギーの使用の合理化に資する取組に関する情報の開示

事業者のエネルギーの使用の合理化に資する取組に関する情報を開示することは、可視化による国民及び事業者全般の自主的取組の促進並びに機運醸成のみならず、製品、サービス、労働又は金融に係る市場における消費者、労働者又は投資家等からの適切な評価に繋がる意義も大きいことから、エネルギーを使用して事業を行う者は、法に基づく定期の報告におけるエネルギー消費原単位等に関する情報の開示について検討すること。

第二 非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置

工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、設置している工場

等において使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合の向上を図るものとする。

- ① 工場等に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組等を把握すること。
- ② 工場等に係る非化石エネルギーへの転換の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ③ エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、その使用に際し消費される非化石エネルギーの割合が向上するものを導入すること。
- ④ 太陽熱利用設備、地熱利用設備、温泉熱利用設備及び雪氷熱利用設備の設置に取り組むこと。
- ⑤ 太陽光発電設備その他非化石電気の使用に資する設備の設置に取り組むこと。
- ⑥ 発電専用設備、コージェネレーション設備又はボイラーを使用する場合にあつては、当該発電専用設備、コージェネレーション設備又はボイラーへの水素その他の非化石燃料の混焼に取り組むこと。
- ⑦ エネルギー供給事業者から調達する熱又は電気について、非化石熱又は非化石電気の割合が高いものその他の非化石エネルギーの使用に資するものを選択すること。

二 貨物輸送事業者が講ずべき措置

貨物輸送事業者は、次の各項目の実施を通じ、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合の向上（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあっては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う貨物の輸送に係るエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合の向上をいう。）を図るものとする。

- ① 貨物輸送に係る非化石エネルギーへの転換の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② 水素その他の非化石燃料を使用すること。
- ③ 非化石エネルギーを使用する輸送用機械器具を導入すること。
- ④ 荷主、準荷主、他の輸送事業者その他の関係者との連携又は協力により、非化石エネルギーへの転換のための措置に取り組むこと。

三 荷主が講ずべき措置

荷主は、次の各項目の実施を通じ、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に際し消費されるエネルギ

一の量に占める非化石エネルギーの割合の向上（当該者が認定管理統括荷主である場合にあっては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合の向上をいう。）を図るものとする。

- ① 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に関し、荷主として行う非化石エネルギーへの転換の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組等を把握すること。
- ③ 水素その他の非化石燃料又は非化石電気を使用した輸送用機械器具を導入すること。

四 旅客輸送事業者が講ずべき措置

旅客輸送事業者は、次の各項目の実施を通じ、旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合の向上（当該者が認定管理統括貨客輸送事業者である場合にあっては、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の行う旅客の輸送に係るエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合の向上をいう。）を図るものとする。

- ① 旅客輸送に係る非化石エネルギーへの転換の取組の方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ② 水素その他の非化石燃料を使用すること。
- ③ 非化石エネルギーを使用する輸送用機械器具を導入すること。
- ④ 利用者、他の輸送事業者その他の関係者との連携又は協力により、非化石エネルギーへの転換のための措置に取り組むこと。

五 旅客の輸送に関し一般の事業者が講ずべき措置

一般の事業者は、旅客輸送分野における非化石エネルギーへの転換の取組を補完するため、従業員の業務その他の事業活動に関する移動において非化石エネルギーを使用する自動車その他非化石エネルギーへの転換に資する交通手段の利用推進に努めるものとする。

六 建築物の建築主等が講ずべき措置

建築物の建築をしようとする者及び建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者は、建築物への太陽光発電設備その他建築物において消費されるエネルギ

一の量に占める非化石エネルギーの割合を増加させるための設備が設置された建築物の建築など、適確な建築等を行うよう努めるものとする。

七 建築物の所有者が講ずべき措置

建築物の所有者は、当該建築物の状況、投資効果等を総合的に勘案しつつ、建築物への太陽光発電設備その他建築物において消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合を増加させるための設備を導入するよう努めるものとする。

八 建築物の設計者等が講ずべき措置

建築物の設計又は施工を行う者は、適確な設計又は施工を行うことを通じて、太陽光発電設備その他建築物において消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合を増加させるための設備が設置された建築物の普及に資するよう努めるものとする。

九 エネルギー消費機器等の製造事業者等が講ずべき措置

(一) エネルギー消費機器等の製造の事業を行う者は、太陽光発電設備その他非化石エネルギーへの転換に資する機械器具の製造、電気消費機器に係る非化石エネルギーを使用するための技術の開発及び

導入に努めるものとする。

(二) エネルギー消費機器等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、エネルギー消費機器等に係る非化石エネルギーへの転換を図るため、消費者の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

十 エネルギー消費機器等の使用者が講ずべき措置

自動車、冷暖房機器、給湯用機器その他のエネルギー消費機器等を使用する者は、その導入に当たって、非化石エネルギーを使用するものを可能な限り選択するものとする。

十一 事業活動を通じて一般消費者が行う非化石エネルギーへの転換に協力することが可能な事業者が講ずべき措置

事業活動を通じて一般消費者が行う非化石エネルギーへの転換に協力することが可能な事業者は、消費者による非化石エネルギーへの転換の取組を促す措置を講ずるよう努めるものとする。特に、エネルギー供給事業者、建築物の販売事業者等及びエネルギー消費機器等の小売事業者にあつては、以下の観点に留意して情報提供に努めるものとする。

- (一) 一般消費者に対してエネルギーの供給の事業を行う者は、消費者の非化石エネルギーへの転換に関する意識を高めるという観点から、消費者の使用するエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合の状況に関する情報提供等に努めるものとする。
- (二) 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、消費者による非化石エネルギーへの転換に資する建築物の選択をより行いやすくなるという観点から、自らが販売又は賃貸している建築物に係る非化石エネルギーへの転換に関する情報提供等に努めるものとする。
- (三) エネルギー消費機器等の小売事業者は、消費者による非化石エネルギーへの転換に資する機器の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売しているエネルギー消費機器等に係る非化石エネルギーへの転換に関する情報提供等に努めるものとする。

十二 非化石エネルギーへの転換に資する技術の開発及び普及

工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者、貨物輸送事業者、荷主、旅客輸送事業者、建築物の建築等の事業を行う者又はエネルギー消費機器等の製造の事業を行う者その他の事業者は、非化石エネルギーへの転換に資する設備、非化石エネルギーを使用する輸送用機械器具、建築物に設ける非化

石エネルギーへの転換に資する機械器具その他の非化石エネルギーへの転換に資する技術の開発及び普及に努めるものとする。

十三 地域における非化石エネルギーへの転換に資するエネルギー需給システムの導入及び普及

我が国において非化石エネルギーへの転換を総合的に進める上で、太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱の活用等を通じ一定地域においてエネルギーを使用する複数の者全体としての消費される非化石エネルギーの割合の向上を図ることは、大きな意義を有するものであることを踏まえ、エネルギーを供給する者は、非化石エネルギーを使用する施設又は設備の導入及び普及に努めるものとする。エネルギーを使用する者は、かかる施設又は設備の導入及び普及に対し、可能な限り協力するものとする。

十四 非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示

事業者の非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報を開示することは、可視化による国民及び事業者全般の自主的取組の促進並びに機運醸成のみならず、製品、サービス、労働又は金融に係る市場における消費者、労働者又は投資家等からの適切な評価に繋がる意義も大きいことから、エネルギーを使用して事業を行う者は、法に基づく定期の報告における非化石エネルギーへの転換の取組等に関

する情報の開示について検討すること。

第三 電気の需要の最適化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一 工場等において電気を使用して事業を行う者が講ずべき措置

工場等において電気を使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ、設置している工場等における電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

- ① 工場等に係る電気の需要量の実態、電気の需要の最適化に資する取組等を把握すること。
- ② 工場等に係る電気の需要の最適化に資する取組を示す方針を定め、エネルギーの使用の合理化の取組と一体となる推進体制を整備すること。
- ③ 電気の需要の最適化に資する観点から、工場等全体の総合的な電気の使用の管理を実施すること。
- ④ エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、電気の需要の最適化に資する使用が可能となるものを導入すること。
- ⑤ 電気の需要の最適化に資する観点から、自家発電設備及び蓄電池等の導入を検討すること。
- ⑥ 電気の需要の最適化に資する観点から、既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係る電

気の使用の制御等の用に供する付加設備の導入を図ること。

二 電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者が講ずべき措置

電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者は、荷役作業の時間及び充電を要する電気を消費する輸送用機械器具の充電時間の電気需要最適化時間帯を踏まえた変更等を通じ、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

三 荷主が講ずべき措置

荷主は、着荷主及び電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者と調整し、荷送り時間の調整、ジャスト・イン・タイムの貨物の輸送の見直し等の実施を通じ、当該貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

四 電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者が講ずべき措置

電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者は、電気の需要の最適化に資する運転が可能な民生用機械器具の導入、充電を要する電気を消費する輸送用機械器具の充電時間の電気需要最適化時間帯を踏まえた変更等を通じ、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

五 旅客の輸送に関し一般の事業者が講ずべき措置

一般の事業者は、旅客輸送分野における電気の需要の最適化に資する取組を補完するため、従業員の時差出勤等の導入に努めるものとする。

六 建築物の建築主等が講ずべき措置

建築物の建築をしようとする者及び建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者は、電気の需要の最適化に資する観点から、電気の需要の最適化に資する使用が可能となる空気調和設備等の設置又は適切な改修をするとともに、自家発電設備及び蓄電池等の導入を検討するものとする。

七 建築物の所有者等が講ずべき措置

電気の需要の最適化に資する観点から、電気を消費する既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係る電気の使用の制御等の用に供する付加設備を導入すること。

八 電気を消費する機械器具の製造事業者等が講ずべき措置

(一) 電気を消費する機械器具（電気の需要の最適化に資するための機能を付加することが技術的及び

経済的に可能なものに限る。以下同じ。)の製造の事業を行う者は、その製造に係る電気を消費する機械器具につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階において電気の需要の最適化に資する性能の向上に力点を置いた事業活動を展開するとともに、需要家の実情に応じた電気を消費する機械器具の電気の需要の最適化に資する使用を可能とする技術の開発及び導入に努めるものとする。

(二) 電気を消費する機械器具の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、より電気の需要の最適化に資する性能が優れた製品の比率が向上するよう、消費者の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

九 電気を消費する機械器具の使用が講ずべき措置

冷暖房機器、照明機器、事務用機器その他の電気を消費する機械器具を使用する者は、その導入に当たって、電気の需要の最適化に資する性能が優れているものを可能な限り選択するものとする。

十 電気事業者が講ずべき措置

(一) 電気事業者は、電気を使用する者が電気の使用状況について、必ずしも自ら十分な情報を得ることのできるだけの技術や設備投資の能力を有していないことを踏まえ、電気を使用する者から電気の

使用状況に関する情報の開示を求められたときは、その情報を開示するものとする。

(二) 電気事業者は、電気を使用する者による電気の需要の最適化に資する取組の効果的かつ効率的な実施を推進するため、電気の需要の最適化に資する取組を促す電気料金その他供給条件の整備、スマートメーター等の電気使用量の推移の情報等の提供が可能な機器の整備、電気の需給状況に関する情報等を提供するための環境の整備等の実施に関する計画を作成し、公表するものとする。

十一 事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する取組に協力することが可能な事業者が講ずべき措置

事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する取組に協力することが可能な事業者は、消費者による電気の需要の最適化に資する取組を促す措置を講ずるよう努めるものとする。特に、建築物の販売事業者等及び電気を消費する機械器具の小売事業者にあつては、以下の観点に留意して情報提供に努めるものとする。

(一) 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、消費者による建築物に設ける電気を消費する空気調和設備等に係る電気の需要の最適化に資する利用のために建築物に必要とされる性能の優れた建築物の

選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売又は賃貸している建築物の当該性能の情報提供等に努めるものとする。

(二) 電気を消費する機械器具の小売事業者は、消費者による電気を消費する機械器具の電気の需要の最適化に資するための機能の優れた機器の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売している機械器具の電気の需要の最適化に資するための機能の情報提供等に努めるものとする。

十二 電気の需要の最適化に資する取組に関する情報の開示

事業者の電気の需要の最適化に資する取組に関する情報を開示することは、可視化による国民及び事業者全般の自主的取組の促進並びに機運醸成のみならず、製品、サービス、労働又は金融に係る市場における消費者、労働者又は投資家等からの適切な評価に繋がる意義も大きいことから、エネルギーを使用して事業を行う者は、法に基づく定期の報告における電気需要最適化評価原単位等に関する情報の開示について検討すること。

第四 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項

一 脱炭素化の推進やイノベーションの促進その他関連する施策との連携

国は、脱炭素化の推進、エネルギー安定供給の確保及びイノベーションの促進に向けた戦略を踏まえ、並びにその戦略に基づく施策と十分に連携しつつ、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に資する必要な措置を効果的に講ずることができるよう努めるものとする。

二 エネルギーを使用する者等として国及び地方公共団体自らが講ずべき事項

国及び地方公共団体は、自らエネルギーを使用し、エネルギーの供給の事業を行い、貨物又は旅客を輸送し、又は荷主、建築物の建築主、設計者若しくは所有者となる場合においては、率先して「第一 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項」、「第二 非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項」及び「第三 電気の需要の最適化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項」に掲げる各事項（以下「特定事項」という。）を実施し、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に資するよう努めるものとする。

三 設備投資等に対する支援

国は、特定事項に即して行われるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に資する設備の設置その他のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に資する事業活動を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、それらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。

四 エネルギー管理に対する支援

国は、特定事項に即して行われるエネルギー管理体制の充実、機械器具の効率的な使用その他の措置の実施を支援するため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に従事する技術者の育成及び確保並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に係る技術的知識の普及を図るものとする。

五 技術開発に対する支援

国は、特定事項に即して行われるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に資する技術の開発を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、それらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。

六 地域における最適エネルギー需給システムの導入及び普及に対する支援

国は、廃熱等の有効利用、自然界に存する熱（太陽熱、地熱、温泉熱及び雪氷熱を除く。）の活用等を通じ一定地域においてエネルギーを使用する複数の者全体としてのエネルギーの効率的利用を図るエネルギー需給システムの導入及び普及を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、それらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。

七 研究開発の推進等

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を進める上で、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進に資する科学技術の振興を図ることは、大きな意義を有するものであることを踏まえ、国は、研究開発の推進及びその成果の普及等に努めるものとする。

八 国民に対する教育、広報等

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を円滑に進めるためには、その担い手である国民一人一人の理解と実践が不可欠であることを踏まえ、国は、教育活動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する国民の理解を深めるよう努めるも

のとする。

第五 適用期日

- 一 この基本方針は、令和五年四月一日から適用するものとする。